

## 1 運動部活動の基本的な考え

- 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校での教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく。

## 2 運動部活動の休養日の設定

(中学校)

- 学期中は週当たり2日以上（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日はいずれか1日以上）を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合、休養日を他の日に振り替える。

(高等学校)

- 学期中は週当たり1日以上を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合、休養日を他の日に振り替える。
- 長期休業中に、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

## 3 運動部活動の活動時間

(中学校)

- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。

(高等学校)

- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は4時間程度とする。

## 4 運動部活動の朝の活動

- 原則として、朝の活動は行わない。

## 5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 校長は、茨城県中学校体育連盟、茨城県高等学校体育連盟、茨城県高等学校野球連盟及び市町村教育委員会が定める参加する大会数の上限の目安等を超えることがないように、参加する大会等を精査する。

## 6 文化部の活動

- 県運営方針の「2 適切な運動部活動の運営のための設定整備」及び「4 適切な教養日の設定」について準じた扱いをする。